

《新型コロナシリーズ No.21》

## コロナショックを受けた金融面の対応評価 ～ 米欧の政府当局・金融機関との比較をもとに ～

調査部  
金融リサーチセンター

2020年5月15日  
No.2020-004

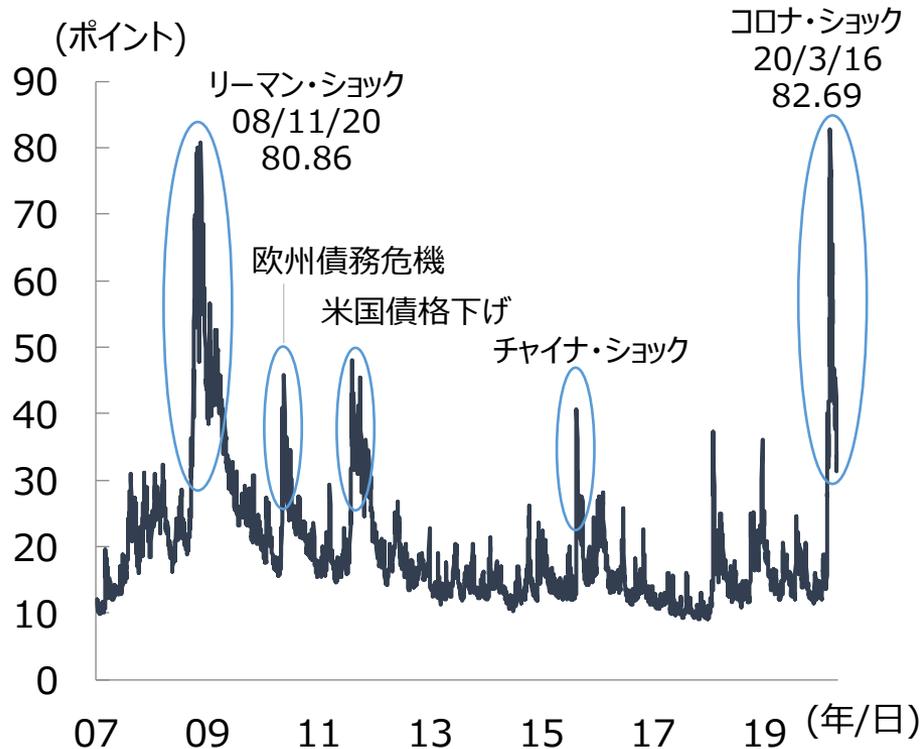
- ◆ IMFによれば、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞により、2020年の世界経済の実質GDP成長率は、▲3.0%にまで落ち込む見通し。
- ◆ スパイラル的な景気悪化を回避するためには、実体経済を支える黒子である金融システムの健全性を維持し、資金仲介機能を円滑に発揮させることが極めて重要である。
- ◆ 本レポートでは、欧米諸国におけるこれまでの政府当局、主要金融機関の対応を概観したうえで、わが国における金融面の対応の評価と課題を整理した。
- ◆ ポイントは以下の通り。
  - (1) わが国の中小企業向けの資金繰り支援策は、欧米諸国と比較しても遜色ない制度。今後は、資金需要に迅速に応えることができるよう、柔軟に制度を改善していくことが重要。また、出資等の融資以外のファイナンス手法による支援の検討も必要。
  - (2) 政府当局は、感染長期化・再燃シナリオに備えた追加的な中小企業支援を継続検討すべき。また、金融機関に対する一時的な規制緩和措置等の検討も必要。
  - (3) 中長期的に、金融機関は、コロナ後の世界を踏まえた戦略・施策の策定が求められる。コロナ禍のなかで支店対応が求められた状況を踏まえれば、金融取引のデジタル化は喫緊の課題。今後の産業構造や生活スタイルの転換を金融面からサポートすることも重要。
  - (4) コロナショックにより、厳格な金融規制が資金仲介を阻害してしまう懸念が明らかに。今後は、金融規制の在り方について、改めて国際的な議論がなされる可能性もある。一方で、コロナ収束後は、過度に緩和的な金融環境が長期化するとみられるため、金融システム上の不均衡の発生には要注意。

# 1. コロナ・ショックによる金融システムへの影響

## (1) 金融市場への影響

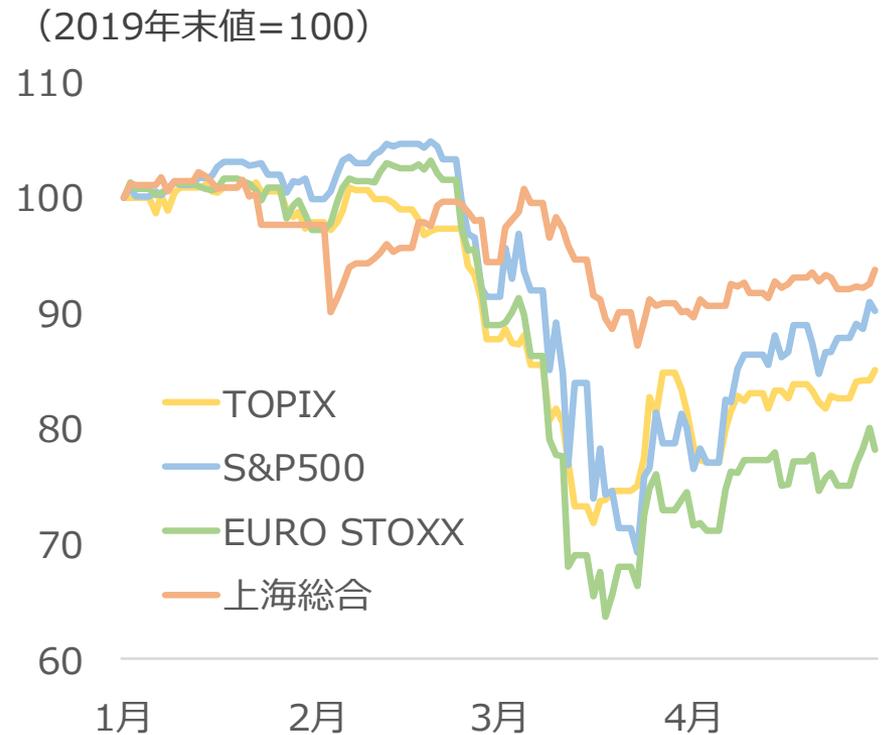
- 新型コロナウイルスは、世界経済に甚大なマイナス影響を与えているものの、各国政府・中央銀行が、積極的な財政政策・金融政策を打ち出したことにより、金融システムへの波及は、現状、食い止められている
- 市場のボラティリティを示すVIX指数、株価指数をみても、3月中旬以降、市場の動揺は収束傾向にある

### VIX指数



(資料) Bloomberg L.P.

### 主要国の株価推移 (1月~4月)



(資料) Bloomberg L.P.

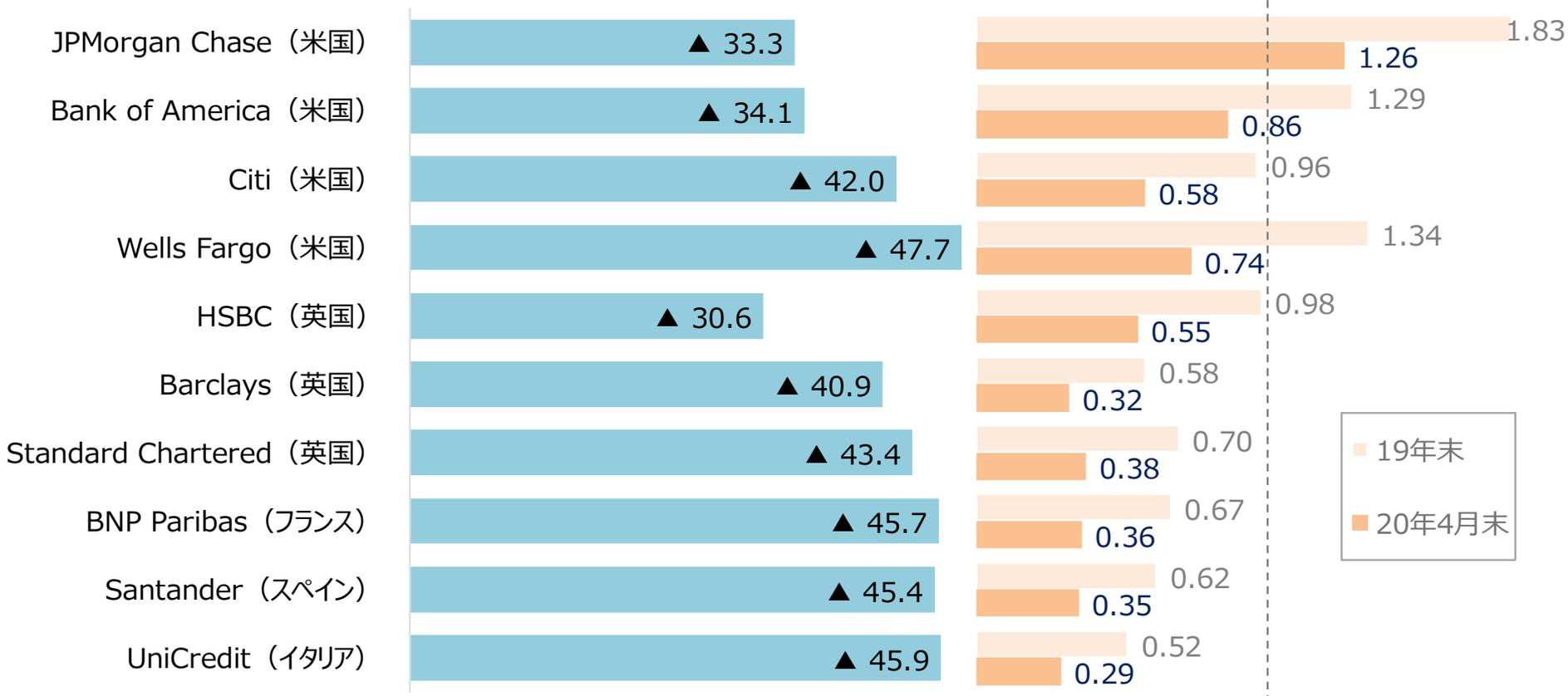
# 1. コロナ・ショックによる金融システムへの影響

## (2) 主要行株価に反映されている金融システムへの波及懸念

- もっとも、欧米主要行の時価総額は昨年末から3~4割減少し、株価純資産倍率（PBR）も大幅に低下
- 市場参加者は、今後の金融システムへのマイナス影響の波及を懸念している

時価総額減少率（19年末→20年4月末）

株価純資産倍率（PBR）



(資料) Bloomberg L.P.

## 2. 主要国における政策対応

### (1) 全体像

- 主要先進国では、リーマンショックの経験を踏まえ、収入が絶たれる個人、法人への直接的な支援に加え、法人の資金繰り支援の観点から、金融システムの資金仲介機能を維持するための施策を相次いで導入

対象	種別	米国	ドイツ	フランス	英国	日本	
個人	現金給付等	1,200ドル/成人	—	—	—	10万円/人	
	雇用・失業関連対策 (含む事業者経由対策)	失業保険拡充等	休業手当要件緩和	休業手当特例措置	休業手当制度設置	休業手当拡大	
法人	中小企業等	補助/給付金・返済免除	○	○	○	○	
		政府保証付(民間)融資	100%保証,肩代わり有	80~100%保証	70~90%保証	80~100%保証	80~100%保証
		政府系金融機関融資	1年間支払猶予	—	1年間支払猶予	—	実質無利子3年
	大企業等	政府/中銀の直接投融資	融資・社債引受	出資枠設定	—	—	—
		その他支援策	航空会社融資/補助	保証付シジケート融資	保証付融資	保証付融資	危機対応融資
金融市場・金融機関	政策金利引下げ	計▲1.50%	—	—	計▲0.65%	—	
	資産購入(量的緩和)	国債等買取無制限化	購入規模・対象拡大	—	購入規模拡大	購入規模拡大	
	流動性供給プログラム	有担保貸付拡充・新設	—	有担保貸付新設	有担保貸付新設	有担保貸付新設	
	米ドル・スワップ協定	主要6中銀間でドル供給時の金利引下げ					
	金融規制緩和	実施延期・要件緩和	実施延期・要件緩和	実施延期・要件緩和	実施延期・要件緩和	実施延期・要件緩和	

## 2. 主要国における政策対応

### (2) 中小企業向け

- 中小企業の資金繰り支援策については、全ての主要国が、「政府保証付き民間融資制度」を拡充
- ただし、欧米では、①事業に問題がない企業も申請可能であり、真に必要な企業に資金が行き渡らない、②政府保証の割合が100%未満であるため、審査に時間がかかり、利用率が低迷するという問題あり
- わが国では、対象を売上減少企業に限定し、保証割合を100%とするなど、上記の問題を考慮しているほか、3年間にわたり実質無利子とするなど、欧米と比較して手厚い制度設計となっている

	米国	ドイツ	英国	日本
名称	Paycheck Protection Program (PPP)	KfW Loan ① Instant Loan 2020 ② Entrepreneur Loan ③ ERP Start-Up Loan-Universal	① Bounce Back Loans Scheme (BBLS) ② Coronavirus Business Interruption Loan Scheme (CBILS)	① セーフティネット保証 ② 危機関連保証 + ③ 保証料/利子減免
対象企業の条件 (一例)	・従業員500人以下 あるいは ・資本1,500万ドル未満 かつ 純利益500万ドル未満	・売上(5,000万ユーロ) ・従業員(50人/250人) ・起業後年数(5年) 等	① CBILS等での支援無し ② 売上4,500万ポンド以下	・全業ある或いは指定業種 ・売上▲5~15% 等
保証割合	100%	① 100%/②・③ 80~90%	① 100%/② 80%	① 80~100%/② 100%
融資/保証上限	1,000万ドル (従業員給与支払額の2.5倍まで)	① 50~80万ユーロ ②・③ 10億ユーロ (売上の25%以下等)	① 2,000~50,000ポンド (売上の25%以下) ② 500万ポンド	①・② 各々2.8億円 ③ 3,000万円
融資/保証期間	最大2年間	最大10年間	①・② 最大6年間	①・② 最大10年間, ③ 3年間
適用金利等	1.0%	① 3.00%(現在の金利) ②・③ 1.00~2.12%	1年間無利子、その後は ① 2.5%、② 所定金利	③ で3年間実質無利子 その後は所定金利
備考	75%以上を給与に充当で SBAが返済肩代わり	②・③は大企業も対象 (保証割合80%, 期間最大20年間)	大企業対象の 類似スキーム有	既存制度対象拡大と減免 措置導入の組み合わせ

## 2. 主要国における政策対応

### (3) 中堅・大企業向け

- 一方、中堅・大企業向けについては、米国やドイツが、政府保証付融資よりも踏み込んだ制度を導入
- 米国は、①民間銀行の中堅企業向け貸出債権を、当該中堅企業による給与・雇用維持への努力等を条件に、中央銀行（FRB）が買い取る仕組みや、②大企業の社債やシンジケートローンを、財務省やNY連銀が資金を拠出するSPVにおいて、引き受け・買い取りする仕組みを導入
- また、ドイツは、経済安定化基金（Economic Stabilization Funds）を新設し、1,000億ユーロを企業の資本強化を目的とした出資に割り当てることを表明

#### <米> 貸出債権の買取り

#### <米> 社債引受け・買取り

#### <独> 政府出資

名称	<米> 貸出債権の買取り	<米> 社債引受け・買取り	<独> 政府出資
	Main Street Lending Program(MSLP)	Primary Market Corporate Credit Facility(PMCCF) Secondary Market Corporate Credit Facility (SMCCF)	Economic Stabilization Funds(<独>Wirtschafts-stabilisierungsfonds:WSF)
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 従業員1.5万人以下、または、売上50億ドル以下の企業を対象に、当該企業向け貸出の最大85～95%をFRBが買取り</li> <li>✓ 残存期間4年以内、買取上限は、新規貸出が2,500万ドル、追加貸出が2億ドル(総負債/EBITDA倍率4～6倍以内等の制限あり)</li> <li>✓ 対象企業には、給与・雇用維持のための合理的努力を義務付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PMCCFは、新発の社債/シンジケート・ローンを引き受け               <ul style="list-style-type: none"> <li>– 満期4年以内、引受上限は、債権残高の25%以内、かつ、過去1年間の最大残高の130%以内等</li> </ul> </li> <li>✓ SMCCFは、流通市場において、既発の社債、社債ETFを買い取り               <ul style="list-style-type: none"> <li>– 残存期間5年以内、買取上限は社債は最高残高の10%・社債ETFは残高の20%等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大企業向けのエクイティおよびメザニン(劣後債、ハイブリット債、転換社債等)への出資</li> <li>✓ 出資対象は、非金融機関、かつ、過去2年間で、               <ul style="list-style-type: none"> <li>①総資産4,300万ユーロ超</li> <li>②売上5,000万ユーロ超</li> <li>③従業員249名以上</li> </ul>               のうち、少なくとも2つの条件を充足する企業             </li> </ul>

## 2. 主要国における政策対応

### (4) 金融市場・金融機関向け

- 各国中銀は、金融市場の混乱を回避するため、①政策金利の引き下げ（米・英）、②量的緩和策の拡充、③金融機関への流動性供給、④主要中銀間の米ドルスワップ協定に係る金利引き下げ等を実施
- また、規制が銀行貸出の制約にならないよう、最終化されたバーゼルⅢ基準の施行日が1年間先送りされたほか、各国・地域当局は、銀行による資本バッファの利用や流動性規制の一時未達を容認（下表）
- とりわけ、欧州当局は、資本バッファ等の利用を許容する一方で、主要行に配当の停止を要請

		米国	ユーロ圏	英国	日本
資本	カウンターシクリカル資本バッファ引き下げ	－ (従前より0%)	○ (0.25%→0%:独仏)	○ (1%→0%)	－ (従前より0%)
	資本バッファの利用	○ (支持する:support)	○ (許容する:allow)	○ (期待する:expect)	○ (可能である)
	レバレッジ比率の分母から中銀預け金を控除	○	○	○ (コロナ禍前より控除)	○
	政府制度融資に係るリスウェイト明確化	○	－	○	○
	その他	・自己資本に算入する「適格内部留保」の見直し (社外流出の影響緩和)	・第2の柱要件の緩和 ・中小企業向け貸出等に係る緩和措置の提案(EU)	－	－
流動性	流動性バッファの利用／LCR規制の一時未達	○ (支持する:support)	○ (許容する:allow)	○ (期待する:expect)	○ (柔軟に対応する)
	その他	・PPP参加によるLCRの低下を一時的に回避	－	・流動性バッファ利用に係るQA発出	－
その他	ストレステストの延期	－	○	○	－
	自社株買い・配当の停止	－	○ (推奨)	○ (強く要請)	－

### 3. 欧米主要行の対応

#### (1) 基本的なスタンス

- 欧米主要行は、コロナウイルスの感染拡大に対して、①従業員のテレワーク推進、店舗の一部閉鎖を通じた感染抑制等、従業員のケアに取り組む一方、②政府スキームを活用した資金繰り支援、返済猶予の受入れによる顧客サポート、③寄付金の拠出等による社会貢献活動に取り組んでいる

〔 対象 〕	〔 主な対応 〕
従業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレワークの推進 ～ 米Citiでは全体の約8割、英HSBCでは約9割が実施</li> <li>・ 特別手当の支給 ～ 支店やコールセンターなど、テレワークが困難な従業員に支給</li> <li>・ リストラ策の延期 ～ 欧銀（英HSBC等）ではリストラ計画を延期</li> </ul>
顧客	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロックダウンを受けた一部店舗の閉鎖 ～ 米JPMorgan Chaseでは、全店舗の1/4にあたる約1,200店舗を閉鎖</li> <li>・ リテールローン（クレジットカード、住宅ローン、自動車ローン等）の返済猶予 ～ 雇用・所得環境の悪化を受けて、返済や手数料の支払いを猶予</li> <li>・ 中小企業向け資金繰り支援 ～ 政府スキーム（保証付き融資等）活用した支援態勢を整備</li> </ul>
社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄付金の拠出 ～ 米JPMorgan Chase：5,000万ドル、米Bank of America：1億ドル 等</li> <li>・ トップマネジメントの給与削減により寄付（英Barclays、西Santander 等）</li> </ul>

### 3. 欧米主要行の対応

#### (2) 従業員に対するケア

- 従業員に対するケアに関しては、英HSBC等が大規模なリストラ計画を延期したほか、米Bank of Americaも当年中の一時解雇（layoff）を行わないとコミットする等、雇用を守る動き
- 米銀では、リモート勤務が難しく、感染リスクを負いながら勤務を続けるフロントスタッフに特別手当を支給

#### リストラ策の見直し

#### 雇用の確保



**HSBC** (2020年2月公表)

当初計画

2020-2022年で**45億ドルのコスト削減**  
 ～ **約35,000人の人員削減**

- ・ Global Banking & Markets部門の縮小  
 ～ 欧州、米国市場の一部ビジネス撤退
- ・ 米国リテールビジネスの縮小、店舗閉鎖
- ・ ミドル、バック部門の合理化

厳しい環境に置かれた従業員の不確実性を軽減するため、**2月に公表した人員削減計画、コスト削減プログラムを一時延期**

**BANK OF AMERICA** 

2020年中のコロナウイルス関連の一時解雇を行わないことにコミット

“Committed to no COVID-19 related layoffs in 2020”

#### 特別手当の支給

JPMORGAN CHASE & Co.

**WELLS FARGO**

**citi**

支店のテラー、コールセンターなど、リモート勤務が困難な従業員を主対象に特別手当を支給

JPMorgan Chase、Citi 最大1,000ドル  
 Wells Fargo 最大1,600ドル

## 3. 欧米主要行の対応

### (3) 資金仲介機能の発揮 ～ 中小企業向け資金繰り支援

- また、資金仲介機能を担う銀行として、中小企業向け資金繰り支援が最重要事項として求められるなか、欧米主要行は、政府スキーム（保証付き融資）を活用した支援態勢を整備
- もっとも、申込みが殺到した結果、資金を求める零細企業が融資を受けられない等、一部不満の声あり

#### <米国における Paycheck Protection Program に対する主要行の対応>

- ✓ 大手4行（Chase, Bank of America, Wells Fargo, Citibank）は、**既存顧客を対象に、オンラインバンキングでの申込み**を受け付け
  - Bank of Americaでは、当初既存貸出先のみを対象としていたものの、同行に口座を有するとともに他行から借入がない顧客も対象に追加。新規顧客に対して既存取引金融機関での申込みを推奨。
  - 米国ではロックダウンが実施されていることもあり、支店ではなく、オンラインでの申し込みを要請する金融機関が大宗。一部の支店窓口は閉鎖されており、融資を含めた相談はネットでの事前予約を必要とするケースも。
- ✓ Wells Fargoでは、過去の不祥事により、総資産残高が2017年時点の残高を超えないよう資産残高の拡大を制限されていたものの、PPP対応のため、当局が同**制限を一時的に緩和**

#### <中小企業からの批判>

- ✓ カリフォルニア州の中小企業が、PPPを巡り、先着順ではなく、高い手数料収入が得られる大口融資を優先した結果、**資金を求めていた零細企業が融資を受けられなかった**として、Bank of America、JPMorgan Chase、Wells Fargo、US Bancorpの大手4行を**提訴**
- ✓ 大手ハンバーガーチェーンのShake Shack社が、PPPを利用して融資を受けたことに批判が殺到  
同社は融資額全額（1,000万ドル）を返還

### 3. 欧米主要行の対応

#### (4) 資本政策（配当、自社株買い）を巡る動き

- 欧州当局からの要請を受けて、欧銀は自社株買いや配当停止を公表、米銀も自社株買いを停止—もともと、こうした株主還元を抑制する動きに対しては、一部株主から批判あり
- 独Deutsche Bankは、貸出（リスクアセット）の積み増しを可能とするため、普通株式等Tier1比率等の財務目標の一時的な未達を許容している

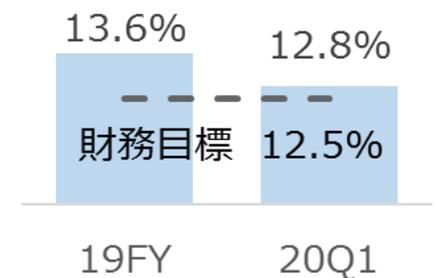
	当局のスタンス	主要行の対応
英国 (PRA)	2020年末まで配当、自社株買いの停止を強く要請（応じない場合に監督権限を行使することを示唆）	英主要行（HSBC、Barclays、Standard Chartered等）は、 <b>配当、自社株買い停止</b> を公表
ユーロ圏 (ECB)	2020年10月1日まで配当を停止することを推奨（応じない場合には法的拘束力のある措置を導入することを示唆）、自社株買いも控えるよう推奨	ユーロ圏主要行（BNP Paribas、Santander、UniCredit等）は、 <b>配当停止</b> を公表（自社株買いは当初から予定がなかったケース多）
スイス (FINMA)	所要自己資本を引き下げる一方、配当等を行った場合、当該引き下げ額から配当総額等を控除	Credit Suisse、UBSは、 <b>配当支払いを当初予定の半額</b> とし、事業環境を踏まえて、下期に残りの半額を支払うかを検討すると公表
米国	当局からの要請は特になし	米主要行の業界団体（The Financial Services Forum）として、 <b>自社株買いを停止</b> すると公表

#### <株主からの批判>

- 英HSBCは、「今回の配当停止が香港や英国等の個人投資家も含めた株主に及ぼす影響を残念に思う」と表明
- 一部の香港の投資家が、今回の配当停止について、法的措置を検討しているとの報道あり（HSBC本社移転の議論が再燃しているとの報道も存在）

#### <独Deutsche Bankの健全性目標>

リスクアセット積み増しを可能とするため、**普通株式等Tier1 (CET1) 比率等の財務目標を一時的に下回ることを許容**



### 3. 欧米主要行の対応

#### (5) 2020年1～3月期の決算概要

- 欧米主要行は、2020年1～3月期決算において、将来の損失に備えた貸倒引当金を大幅に積み増し  
 ー与信関係費用が増加した結果、大幅減益に（一部欧銀は赤字化）

		粗利益	ネット金利収入	非資金収入	営業経費	与信関係費用	当期純利益	ROTCE
JPMorgan Chase	米国	\$28.3bn (▲3.0%)	\$14.4bn (▲0.1%)	\$13.8bn (▲5.8%)	\$16.9bn (+2.8%)	\$8.3bn (+454%)	\$2.9bn (▲68.8%)	5% (▲14%pt)
Bank of America	米国	\$22.8bn (▲1.0%)	\$12.1bn (▲2.0%)	\$10.6bn (+0.1%)	\$13.5bn (+1.9%)	\$4.8bn (+370%)	\$4.0bn (▲45.2%)	8.3% (▲7.7%pt)
Citi	米国	\$20.7bn (+11.6%)	\$11.5bn (▲2.3%)	\$9.2bn (+36.5%)	\$10.6bn (+0.1%)	\$7.0bn (+255%)	\$2.5bn (▲46.5%)	6.0% (▲5.9%pt)
Wells Fargo	米国	\$17.7bn (▲18.0%)	\$11.3bn (▲8.1%)	\$9.2bn (▲31.1%)	\$13.0bn (△6.2%)	\$4.0bn (+374%)	\$0.7bn (▲88.9%)	0.1% (▲15.0%pt)
HSBC	英国	\$13.7bn (▲5.1%)	\$7.6bn (+1.9%)	\$6.1bn (▲12.7%)	\$7.9bn (△4.5%)	\$3.0bn (+417%)	\$2.5bn (▲48.9%)	4.2% (▲6.4%pt)
Barclays	英国	£6.3bn (+19.6%)	£2.3bn (+3.2%)	£4.0bn (+32.0%)	£3.3bn (△1.7%)	£2.1bn (+372%)	£0.8bn (▲31.8%)	5.1% (▲4.1%pt)
BNP Paribas	フランス	€10.9bn (▲2.3%)	n.a.	n.a.	€8.2bn (△3.5%)	€1.4bn (+32%)	€1.4bn (▲31.3%)	8.0% (▲3.2%pt)
Deutsche Bank	ドイツ	€6.4bn (±0%)	€3.3bn (▲3.1%)	€3.1bn (+3.5%)	€5.6bn (△4.7%)	€0.5bn (+261%)	€0.1bn (▲67.2%)	▲0.3% (▲1.0%pt)
Santander	スペイン	€11.8bn (▲2.3%)	€8.5bn (▲2.2%)	€3.3bn (▲2.4%)	€5.6bn (△2.9%)	€3.9bn (+80%)	€0.6bn (▲71.2%)	8.8% (▲2.4%pt)
UniCredit	イタリア	€4.4bn (▲8.2%)	€2.5bn (▲2.9%)	€1.9bn (▲14.3%)	€2.5bn (△0.7%)	€1.3bn (+170%)	▲€2.7bn (-)	—

(※) カッコ内は前年同期比。

(※) ROTCE：有形自己資本利益率 (Return on Common Tangible Equity)

### 3. 欧米主要行の対応

#### (6) 米JPMorgan Chaseの対応

- 米JPMorgan Chaseは、従業員、顧客、コミュニティ、のステークホルダーそれぞれに支援策を提供
- 経済が大幅に悪化し、普通株式等Tier1比率が大きく下落する場合、配当を停止する可能性を示唆
- ダイモンCEOは、金融危機後の規制強化が厳格であり、金融機関の危機対応力を制限してきたと批判

##### <各ステークホルダーに対するサポート・支援>



##### [顧客]

- ・個人顧客の各種支払い猶予 ~ クレジットカード、住宅ローン、自動車ローン、中小企業ローン
- ・中小企業資金繰り支援 ~ 政府支援スキーム活用 (Paycheck Protection Program)
- ・中堅・中小企業支援 ~ Fedファシリティ活用 等 ・航空会社への融資 等



##### [従業員]

- ・テレワーク困難な従業員への手当支給 (~1,000ドル)
- ・自宅待機、短時間勤務の従業員に対する給与支払
- ・全職員に対する有給休暇追加 (5日) 等



##### [社会・コミュニティ]

- ・5,000万ドルの寄付金拠出
- ・従業員からの寄付金をマッチング

##### <健全性への影響に対する見方>

- ・「最悪シナリオ (Extremely Adverse Scenario)」では、普通株式等Tier1 (CET1) 比率は9.5%に低下 (19年実績: 13.4%)  
 こうした厳しい経済環境下では、配当停止を検討する可能性あり (自社株買い停止は決定済み)  
 (前提条件) ①4-6月期の米国GDP成長率: 前期比年率▲35%、その後も2020年内に回復せず、②失業率: 2020年末に14%に上昇

##### <金融危機後の金融規制に対するダイモンCEOの見解>

- ・足許にかけて金融規制に関する各種緩和措置が打ち出されていることは、従来の規制が過度に厳格であり、金融機関の危機対応力を制限してきた証左。制度設計が不十分 (poorly coordinated, poorly calibrated and poorly organized) だったことの悪影響が顕在化。
- ・危機後、今回の危機の実体経済への影響を見極めたうえで、厳格な金融規制が本当に経済・金融システムの改善に繋がるか見直すべき。

### 3. 欧米主要行の対応 (参考) 本邦金融機関の対応

- 本邦金融機関においても、メガ、地銀双方において、資金繰り相談窓口の設置や、特別融資制度の制定を通じて、円滑な資金仲介機能に注力
- 銀行の窓口業務については、交代勤務（スプリットオペレーション等）や営業時間の短縮（昼休みの設定）等を行うものの、基本的に店舗の閉鎖は行わず。一方、証券各社は、店頭業務を休止

対象	主な対応事例
法人顧客	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資金繰り相談窓口の設置 ~ 営業店、フリーダイヤル、インターネット、休日相談等</li> <li>● 新型コロナウイルス関連の特別融資制度制定 ~ 適用金利引き下げ、手数料減免</li> <li>● 政府系金融機関との連携 ~ 申込書類の案内・確認</li> <li>● 融資手続き（審査、事務手続き等）簡素化 等</li> </ul>
個人顧客	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅ローン関連の相談窓口設置</li> <li>● 特別フリーローン ~ 適用金利引き下げ、利払い猶予 等</li> </ul>
店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不要不急な来店自粛呼びかけ、ネットバンキングの利用推奨</li> <li>● 職員の交代勤務（スプリットオペレーション）</li> <li>● 休み時間導入等を含めた営業時間の短縮 等</li> </ul> <p><b>銀行の支店閉鎖は行わず ⇔ 証券会社では窓口業務を一時休止</b></p>

## 4. 今後の注目点

### ～ 求められる政策対応、金融機関経営のあり方①

#### 【短期①】

#### **最優先課題は金融仲介機能の円滑な発揮 オペレーションに配慮した制度設計、多様な資金供給手段の提供が肝要**

政府当局と金融機関にとっての当面の最優先課題は、実体経済を支える黒子である金融システムの資金仲介機能を円滑に発揮させることである。

わが国政府当局は、無利子かつ一時元本返済猶予の中小企業向け融資など、欧米諸国と比べても遜色のない資金繰り支援策を整備したが、制度の運用にあたり、米国のように、資金を求める零細企業に融資が行き渡らない問題が表出する恐れもある。今後の円滑な業務執行のためには、オペレーションの状況等に関して、金融機関と政府当局が率直な意見交換を行い、必要に応じて柔軟に制度を見直すべきであろう。

一方、中堅・大企業向け支援については、米FRBによる貸出債権の買い取り、社債の引き受けや、ドイツにおける出資など、多様なファイナンス手法が存在しており、わが国においても、官民ファンドを活用した資本性資金の支援等が検討されているところ。引き続き、多様な資金調達手段の提供を迅速に進めていくことを期待したい。

#### 【短期②】

#### **金融システムの健全性を確保するためにも、追加的な財政措置に備えるべき**

金融危機以降の規制強化もあり、現時点ではグローバルにみても金融システムは健全性を維持している。

しかしながら、コロナウイルスの感染拡大が長期化したり、再燃したりする場合には、経済活動の停滞長期化に伴う信用コストの増大により、金融機関の資金仲介機能が阻害され、景気後退に拍車をかける可能性がある。

金融システムの健全性を確保し続けるためにも、政府当局は、感染長期化シナリオにおける追加的な中小企業支援策などに備えた検討を継続すべき。また、自己資本比率規制や流動性規制など、銀行に課された規制が資金仲介の制約とならないよう、一時的な緩和措置も含めた施策を検討しておくことも必要であろう。

## 4. 今後の注目点

### ～ 求められる政策対応、金融機関経営のあり方②

#### 【中長期①】 アフターコロナを踏まえた戦略・政策の検討 ～ デジタル化の推進

コロナウイルスの感染が収束した後、社会・経済の在り方は大きく変容する。金融機関は、コロナ後の世界を踏まえた戦略・施策の策定が求められよう。

例えば、今回のコロナ危機にあたり、欧米銀は、感染抑制の観点から支店を閉鎖し、リモートチャネルを活用している一方、邦銀では中小企業向け融資の受け付けのみならず、不要不急な事務手続きも含め、多くの顧客が銀行の支店に来店している。

金融機関としては、わが国において銀行支店が必要とされる要因を分析したうえで、デジタルツールを活用した取引のリモート化やデジタル化を積極的に推進していく必要がある。

同時に、アフターコロナの世界では、産業構造や生活スタイルが大きく転換していくと見込まれる。金融機関として、こうした変化を金融面から積極的に支援していくことも肝要になる。

#### 【中長期②】 金融危機後の金融規制強化に対するレビュー 過剰流動性による金融リスクへの備え

リーマンショック後の規制強化により、金融機関の健全性が強化されたことは間違いのないものの、今回のコロナ危機では、JPMorgan ChaseのダイモンCEOが指摘する通り、厳格な金融規制が、社会経済の維持に不可欠な資金仲介を阻害してしまう懸念も明らかになった。今後は、金融規制の在り方について、改めて国際的な議論がなされる可能性もあろう。

一方で、危機の収束後には、世界的に低金利環境が長期化し、過度に緩和的な金融環境が持続するとみられる。過剰流動性による金融システム上の不均衡の発生には注意が必要。金融システムの安定性を確保するためのマクロ・プルーデンス政策の重要性が高まることに。

## 【ご照会先】

調査部 金融リサーチセンター センター長 佐倉 勲 ([sakura.isao@jri.co.jp](mailto:sakura.isao@jri.co.jp), 03-6833-1171)  
主任研究員 野村 拓也 ([nomura.takuya.u8@jri.co.jp](mailto:nomura.takuya.u8@jri.co.jp), 03-6833-1044)  
副主任研究員 谷口 栄治 ([taniguchi.eiji@jri.co.jp](mailto:taniguchi.eiji@jri.co.jp), 03-6833-6968)

日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。

<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。